

佐賀県立名護屋城博物館処務規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第四十八号

佐賀県立名護屋城博物館処務規則

(趣旨)

第一条 この規則は、佐賀県立名護屋城博物館(以下「博物館」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 博物館に次の課を置く。

総務課

学芸課

(分掌事務)

第三条 課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- 一 人事、庶務及び会計に関すること。
- 二 文書の收受、発送、整理及び保存に関すること。
- 三 公印の管守に関すること。
- 四 佐賀県立名護屋城博物館協議会に関すること。
- 五 財産の管理及び館内の取締りに関すること。
- 六 ホールを使用して行う県民の音楽、演劇、舞踊等の公演及び講習会、研究会等の主催及び開催援助に関すること。
- 七 その他学芸課の所管に属しない事務に関すること。

学芸課

- 一 特別史跡名護屋城跡並びに陣跡の調査、保存及び活用に関すること。

- 二 博物館資料の収集、保存及び展示に関すること。
- 三 博物館資料の利用に対する説明、助言及び指導に関すること。
- 四 博物館資料の調査及び研究に関すること。
- 五 博物館資料の案内書、解説書、目録、年報、調査研究の報告書等の作成及び頒布に関すること。
- 六 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等の主催及びその開催援助に関すること。
- 七 他の博物館、美術館その他関係機関、団体等との情報の交換及び資料の相互貸借に関すること。
- 八 他の教育機関等との協力及び援助に関すること。
- 九 文化及び学術の交流を通じた国際友好の促進に関すること。
- 十 その他博物館の事業についての専門的事項に関すること。

(職制)

第四条 博物館に館長及び副館長を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 副館長は、館長を助け、館務を整理し、館長不在のときは、その職務を代行する。

4 副館長は、前項の規定により代行した事項について必要があると認められるものは、速やかに、館長の後閲を受けなければならない。

第五条 課に課長を置く。

2 課長は、上司の命を受けて、その課の事務を掌理する。

3 館長及び副館長がともに不在のときは、総務課長がその職務を代行する。

4 総務課長は、前項の規定により代行した事項について必要があると認められるものは、速やかに、館長の後閲を受けなければならない。

第六条 課に係長を置くことができる。

2 係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。

第七条 前二条に定める者のほか、博物館に課長及び係長を置くことができる。

2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、博物館の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

(館長の専決事項)

第八条 館長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。

一 職員の事務分掌に関すること。

二 職員の旅行を命令すること。

三 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、特別休暇(裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。)及び引き続き十日以内の病気休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十九条第一項の規定に基づく部分休業の願の処理に関すること。

四 職員の週休日の振替並びに時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定に関すること。

五 職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当の認定に関すること。

六 佐賀県情報公開条例(昭和六十二年佐賀県条例第十七号)に基づく公文書の開示及び佐賀県個人情報保護条例(平成十三年佐賀県条例第三十七号)に基づく個人情報の開示の決定等に関すること。

七 条例第五条第二項第一号及び第二号に掲げる者の観覧料の免除並びに条例第九条の規定に基づく施設使用料の減免に関すること。

八 その他軽易な事項に関すること。

2 副館長、課長及び係長は、館長が専決することができる事務のうち、館長が定めるものを専決することができる。

3 館長は、第一項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、文化・スポーツ部長に報告しなければならない。

(警備防災の計画)

第九条 館長は、年度の初めに、警備及び防災の計画を作成し、文化・スポーツ部長に報告しなければならない。

(附属設備使用料の額)

第十条 条例第七条に規定する規則で定める附属設備使用料の額は、別表第一のとおりとする。

(施設使用料の減免)

第十一条 条例第九条各号のいずれかに該当する場合の施設使用料は、同条第一号に該当する場合は当該施設使用料の百分の五十に相当する額とし、同条第二号に該当する場合は当該施設使用料の全額を免除し、同条第三号に該当する場合は当該施設使用料の百分の三十に相当する額とする。

2 条例第九条第一号又は第二号の規定により施設使用料の減額又は免除を受けようとする者は、名護屋城博物館施設使用料減免申請書(様式第二号)を館長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第十二条 条例第十条の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書(様式第三号)を館長に提出しなければならない。

(補則)

第十三条 この規則に定めるもののほか、博物館の組織等に関し必要な事項については、館長が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

別表第一（第11条関係）

附属設備使用料

	区分	単位	使用料(円)	摘要
展示用器具	両面ガラスケース	1台	210	
	のぞきケース(両面)	1台	190	
	のぞきケース(片面)	1台	170	
舞台大道具	所作台	1式	2,520	14台
	平台	1台	100	
	松羽目	1式	1,150	
	毛せん	1枚	190	
	長ふとん	1枚	190	
	人形立	1本	100	
	金屏風	1双 1隻	1,160 580	
	上敷	1枚	170	
	プログラムスタンド	1台	100	
	演台	1台	530	花台付き
舞台照明器具	ボーダーライト	1回路	340	150W 45灯
	アッパーホリゾンライト	1回路	480	200W 72灯
	ロアーホリゾンライト	1回路	450	200W 12灯
	フットライト	1回路	320	60W 12灯
	サスペンションライト	1灯	220	1KW
	シーリングライト	1灯	220	1KW
	サイドスポットライト	1灯	220	1KW
	ピンスポットライト	1台	1,560	1KW
	フロアーコンセント	1個	100	1KWまで
舞台音響器具	拡声装置	1式	2,040	
	ステージスピーカー	1台	510	
	フィードバックスピーカー	1台	510	
	オープンテープレコーダー	1台	790	
	カセットテープレコーダー	1台	690	
	コンデンサーマイク	1本	920	
	ダイナミックマイク	1本	430	
	ワイヤレスマイク	1本	1,090	
	16mm映写機	1台	1,890	1KW クセノン
	スライド映写機	1台	990	550W クセノン
	ピアノ	1台	2,100	調律料は含まない。
	三点つりマイク	1式	1,050	

	音響反射板	1式	3,660	
--	-------	----	-------	--

注 1 使用料は、条例別表第1に規定する使用単位の時間ごとの料金である。

2 附属設備を使用する場合において、条例別表第1に規定する使用単位の時間を超えて使用したときは、超過した1時間につき当該附属設備についてこの表に規定する使用料の30パーセントの額を徴収する。この場合において、その超過した時間に1時間に満たない端数があるときは30分に満たない時間は切り捨て30分以上は1時間とし、算定して得た額に100円未満の端数があるときは50円未満は切り捨て50円以上は100円とする。

3 プラスター等の消耗機器材費は、別途実費を徴収する。

様式第2号(第12条関係)

名護屋城博物館施設使用料減免申請書

年 月 日

佐賀県立名護屋城博物館長 様

申請者住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

責任者住所

氏名

電話番号

下記のとおり施設使用料の減額免除を受けたいので申請します。

記

使用日時	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで		
使用する施設			
使用目的 (行事の名称等)			
減額免除を申請する理由			
施設使用料	減免前の金額	減免する金額	徴収する金額
	円	円	円

様式第3号(第13条関係)

使用料還付請求書

年 月 日

佐賀県立名護屋城博物館長 様

請求人 住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)印

下記のとおり使用料の還付を受けたいので請求します。

記

許可番号	名博許可	第	号
許可年月日	年	月	日
還付を受けようとする理由			
還付を受けようとする金額	金		円
備考			